



報道関係各位		発信年月日	令和7年10月31日	送付枚数 (本紙含む)	1枚
担当部課名		担当課長名	担当者職氏名	連絡先電話番号	
総務部税務課		大井 康司	固定資産税係長 光永 正志	(0836) 82-1127	
件名	固定資産税に係る課税誤りについて				
内 容					
下記の通り課税誤りが判明しましたので、公表します。					
1. 概要					
令和7年度の固定資産税において、地価の下落に伴う下落修正の適用に誤りがあり、一部地域の土地評価額及び税額に錯誤が生じていることが判明しました。					
2. 課税誤りの詳細、対象筆数及び納税義務者数					
①宅地等を標準地比準方式で評価している9地区のうち、1地区について下落修正の適用が漏れていたもの					
②適用漏れが確認された1地区を除く残り8地区について、下落修正後の単価10円未満端数切捨したものを適用すべきところ、小数点以下のみ切捨した単価で修正したもの					
対象筆数1, 223筆、納税義務者数643名（税額が変更となる方は70名）					
3. 原因					
下落修正の処理方法変更時に業務マニュアルを更新すべきところ、更新がされていなかったこと、及び土地担当者間での引継ぎ不足によるものです。					
4. 対応及び影響額					
対象となる納税義務者様には、税額の変更有無にかかわらず、お詫び文、税更正通知書及び名寄帳を送付します。詳細は以下のとおりです。					
・評価額及び税額が減額となる方：70名 影響税額：▲11,600円					
・評価額のみ減額となる方(影響額が少額のため税額に変更なし)：573名					
5. 再発防止策					
業務処理方法に変更が生じた際には速やかに更新を行うとともに、マニュアルの内容点検を定期的に実施します。また、職員同士の業務引継ぎを綿密に行うことや、複数人による事務処理の確認について更に徹底し、税務行政の適正な執行に努めてまいります。					